

平成22年度の保険料が 決定しました

平成22年度の正式な保険料額が決定しましたので、7月中旬ごろに保険料額決定通知書などを送付いたします。

なお、所得の低い人は、均等割額の9割、8.5割、5割、2割軽減があります。

また、新規に後期高齢者医療制度にご加入された人につきましては、これまで加入されていた保険の種類、加入時期などによって、保険料の支払方法や時期が異なりますので、ご注意ください。

後期高齢者医療被保険者の人へ

「後期高齢者医療被保険者証(保険証)」の更新のお知らせ

現在お持ちの保険証(黄色)の有効期限は、平成22年7月31日までとなっております。

新しい保険証(オレンジ色)は7月中旬に簡易書留で郵送いたしますので、平成22年8月1日からは新しい保険証をお使いください。
※新しい保険証(オレンジ色)に記載してある一部負担金の割合は、平成22年度の市町村民税の課税所得をもとに判定しています。

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新のお知らせ

既に「限度額適用・標準負担額減額認定証」(黄色)をお持ちの人は、平成22年7月31日で期限が切れます。平成22年8月1日からは、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」(オレンジ色)を和水町役場税務住民課から保険証といっしょに簡易書留で郵送します。

また、入院中(予定)の人でまだ「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない人は、下記担当課に相談してください。

※平成22年度の市町村民税の課税状況をもとにして、**世帯の全員が市町村民税非課税の人が対象となります。**

国民健康保険に加入している皆さまへ 和水町国民健康保険税のお知らせ

平成22年度の国民健康保険税の税率は、昨年度と同じ税率です。

ただし、国民健康保険税の限度額が地方税法の改正により引き上げられることとなりました。

区分	所得割率 (所得×税率)	資産割率 (固定資産税×税率)	均等割額 (1人:年額)	平等割額 (1世帯:年額)	課税限度額
医療費分 (加入者全員)	5.95%	36.00%	17,200円	21,000円	47万円→50万円
後期高齢者支援金 (加入者全員)	2.03%	6.30%	5,200円	5,200円	12万円→13万円
介護保険給付費 (40~64歳のみ)	1.10%	9.00%	7,000円	4,400円	10万円

所得割の計算は、国保加入者の所得額から各々基礎控除額(330,000円)を控除し、それに所得割率を乗じて合計した額となります。

国民健康保険税の軽減について

国民健康保険税は、世帯主(注①)と国民健康保険に加入されている世帯員の合計所得が、下記の表に該当する場合は均等割額と平等割額が軽減されます。

軽減割合	世帯の総所得金額(注①) (軽減判定所得)
7割	33万円以下
5割	33万円+(24万5千円×世帯主を除く被保険者数)以下
2割	33万円+(35万円×被保険者数)以下

※注①軽減の判定には、世帯主が国民健康保険の加入者でない場合でも、軽減判定所得に含めます。

※注②この軽減は、所得の申告をしていない人がおられる世帯は適用されません。

所得が無い場合でも、毎年所得申告をしていただく必要があります。

問い合わせ先 本 庁 税務住民課 住民税係 ☎0968・86・5723(ダイヤルイン)
総合支所 税務住民課 税務係 ☎0968・34・3111(内線753)

どうして国保税を納めないといけないの？



国保税は、みなさんの「ござい」というときを支えているからです！

みなさんが納めた保険税は病気やけがをしたときの医療費に使われています。

たとえば、病気などで医療費が高額になったとき、国保税を納めていれば、1〜3割の負担ですみます。医療費の残りは、国保税などで支払われています。

※必ず納期限内に納めましょう！

国保税の納め方

国保税は世帯主あてに届けられる納税通知書によって納めます。世帯主が国保に加入していない場合も、国保税を納める義務は世帯主にあります。

納められないときは、ご相談下さい！

突然の災害やその他の事情で国保税を納めることができない場合は滞納のままにせず、窓口にてご相談下さい。申請によって国保税の減額や免除が認められる場合もあります。

また、納付の方法についても、分割納付などがあります。

倒産や解雇などの事業主の都合で離職をした人も、申請によって国保税の軽減が受けられる場合があります。

国保税を納めないと…

納期限を過ぎると…

①督促…納期限を過ぎると督促が行われ、延滞金などを徴収される場合もあります。

さらに納めないと…

②短期被保険者証…通常の保険証の代わりに、有効期限の短い短期被保険者証が交付されます。

納期限から1年を過ぎると…

③資格証明書…保険証を返してもらい、資格証明書が交付されます。医療費は全額自己負担です。

納期限から1年6ヶ月を過ぎると…

④給付差し止め…国保の給付が全部、または一部が差し止めになります。

それでも納めないと…

差し止められた保険給付額から滞納分が引かれたり、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もあります。

※平成22年7月から、短期被保険者証または資格証明書発行世帯の高校生以下については、有効期間6ヶ月の短期被保険者証が交付されます。

問い合わせ先	本 庁 税務住民課 国保年金係	☎0968・86・5723(ダイヤルイン)
	総合支所 税務住民課 住民係	☎0968・34・3111(内線752)